

# 予算決算委員会

予算の審査は、総務、文教環境、地域福祉、産業建設の各分科会に分かれ、詳細な審査を行いました。その後、予算決算委員会の全体会においては、各分科会から審査の経過と結果の報告を受け、審査を行いました。

## 総務分科会

### 議案第1号 令和3年度鈴鹿市一般会計予算

#### 専門的知識を持った救急救命士を養成

#### ○救急救命士等養成費 854万7,000円

**(概要)** 複雑・多様化する救急事案に対応するため、救急隊員を研修に参加させることにより、救急業務の高度化を図るなど、救急救命士の養成に要する経費を計上するもの。

**質疑** 救急救命士の有資格者を何名程度確保することを目標としているのか。また、令和3年度に何名の養成を行うのか。

**答弁** 継続的に毎年3名程度の養成を行っており、令和3年度も3名の養成を行う予定である。救急救命士の養成計画では、救急車1台当たり6名の配置を行うこととしている。また、今後、緊急度判定プロトコル(※)という非常に専門性の高いプロトコル(手順)の導入が予定されており、専門的知識を持った救急救命士の配置が必要となるため、60名程度の実動員数を目指して養成を行っている。



救急救命士の訓練の様子

※緊急度判定プロトコル…救急現場において、迅速かつ漏れなく傷病者の緊急度を推し量るため、標準的な観察や判断の手順を示したもの。

#### 犯罪被害者等への支援のための施策を実施

#### ○犯罪被害者等支援事業費 96万7,000円

**(概要)** 犯罪被害者等が、早期に平穏な生活を取り戻すための支援施策に要する経費を計上するもの。

**質疑** 犯罪被害者等への支援金の内容や、また、県が実施する制度との関係はどうなっているのか。

**答弁** 予算に計上している支援金の内訳としては、遺族支援金として30万円、重傷病支援金として10万円、精神療養支援金として2万5,000円となっており、それぞれ犯罪被害者等1名分である。本市の制度と県の制度は対象者が同じであるため、県の支援金に上乗せして支給する形となる。

主な支援内容	
<b>相談・情報の提供</b> 被害者等について相談に応じ、必要な情報を提供し、精神的サポートを行います。	<b>経済的負担の軽減</b> 犯罪被害者等に対する経済的負担を軽減するため、支援を行います。
<b>日常生活支援</b> 被害者等の日常生活を支援するための支援を行います。例えば、被害者の生活環境を整えるための支援や、被害者の生活環境を整えるための支援を行います。	<b>住居確保のための支援</b> 被害者等によって、住居が失われたり、住居の確保が困難になったりした場合、被害者等の住居確保のための支援を行います。
支援金(非政府系犯罪被害者等支援金)の内容	
<b>対象となる犯罪被害者</b> 日本国籍、日本居住の日本国籍、日本国籍、外国人に該当する者、人の生命・身体を害する犯罪に該当する者	<b>給付の要件</b> 犯罪被害者等に対する被害者等支援金の支給要件に該当し、かつ、被害者等支援金の支給要件に該当する者
支援金の種類と給付額等	
遺族支援金	30万円
重傷病支援金	10万円
精神療養支援金	2万5,000円

支援内容